

ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 議決権行使に関する具体的基準

弊社は、顧客との契約により当社の裁量で議決権を行使できる日本株式、及び、当社自身が運用する投資信託で保有する日本株式を対象に、原則として全ての議決権を行使します。その議決権行使における個別具体的な判断基準を以下に示します。

取締役選任議案

- 会議体人数：総会後の取締役会の人数が 20 名以上の場合、すべての取締役選任議案（経営トップ、社内/社外取締役）に反対します。
- 独立社外取締役が 2 名未満の場合、経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。
- 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、又は東証プライム市場上場企業で、独立社外取締役比率 3 分の 1 未満の会社に対しては、経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。
- 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、又は東証プライム市場上場企業で、以下に定める支配株主を有する場合、独立社外取締役比率 2 分の 1 未満の会社に対しては、経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。

※支配株主の定義：自己の所有している議決権と、次に掲げる者が所有している議決権を合わせて、会社の議決権の過半数を占めている者

- 当該株主の近親者（二親等ないの親族）
- 当該株主及び当該株主の近親者が、議決権の過半数を所有している会社等（会社・指定法人・組合その他これらに準ずる企業体・外国における企業体・当該会社等の子会社）

- 独立性の低い社外取締役選任議案に反対します。

独立性の分類：取引先、特定関係事業者、大株主、主要な借入先、取引銀行、コンサルティング、主幹事、当社顧問、政策保有株式、寄付、相互派遣(以上過去を含む)、監査法人(過去)、親戚、元従業員、情報開示不十分、その他。

社外取締役の所属機関との取引高について、原則として当該企業の売上の 2%の金額未満であれば、独立性に懸念のない些少な金額とします。また、社外取締役が所属する事務所等が当該企業に対し専門的サービスを提供する場合の取引高について、原則として年間 1000 万円未満であれば、独立性に懸念のない些少な金額とします。

社外取締役本人もしくは所属する団体が、議決権行使を行う企業から、過去 3 年間において、いずれかの年に、年間 1000 万円以上の寄付金を受領していた場合は独立性に懸念があるため取締役選任議案に反対します。ただし、公益性が高いと判断できる場合は別途判断し、株主総会招集通知から判断し、企業から説明があれば、それを考慮します。

- 取締役会への出席率が 75%未満の社外取締役選任議案に反対します（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の監査委員である取締役は、それぞれ監査等委員会、監査委員会の出席率が 75%未満の場合反対）。
 - 社内取締役の増員：総会後の社内取締役の人数が増加する場合には、経営トップ及び社内取締役選任議案に原則反対します。
 - 社外取締役の減員：社外取締役が 3 名以上の場合で減員する場合、経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。
 - 監査役の減員：経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。
 - 社外監査役の減員：経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。
 - 監査等委員会設置会社に関して監査等委員である取締役の減員：経営トップ及び社内取締役選任議案に反対します。
 - ガバナンスに大きな問題を抱えそれに責任のある取締役選任議案に反対します。
 - 営業利益・経常利益・当期純利益のいずれかが 3 期連続赤字である企業について、全ての代表取締役選任議案に反対します。
 - 他の企業の役員との兼任状況については、他企業、他機関における重要な役割を当該企業含め 6 件以上兼任する場合は、原則当該取締役選任議案に反対します。
 - 政策保有株式の保有額が純資産の 20%以上の場合、社内取締役選任議案に反対します。
 - 株主総会後の取締役会に女性取締役が一人もない場合、社内取締役選任議案に反対します。
 - エンゲージメント活動における重点課題について、継続的な対話を踏まえても改善が見られず、今後の改善も見込めないと判断される場合、それに責任のある取締役選任議案に原則反対します。
- <エンゲージメント活動の結果、取締役選任議案に原則反対となる例>
- 社外取締役の在任年数が長期にわたり(監査役としての在任期間も含め 12 年以上)、独立性に疑念のある企業において、当該社外取締役の選任に関する株主価値の観点からの合理的な説明がない場合
 - 直近 3 期平均 ROE が 8%未満の企業において、ROE8%超の実現に向けた取組・成果が見られない場合
等

監査役選任議案

- 独立性の低い社外監査役選任議案に反対します。社外取締役の独立性の分類を適用します。
- 取締役会もしくは監査役会の出席率が 75%未満の社外監査役選任議案に反対します。
- ガバナンスに大きな問題を抱えそれに責任のある監査役選任議案に反対します。

賞与に関する議案

- 付与対象者に監査役（内/外）を含む場合または社外取締役が含まれないことが明記されていない場合に反対します。

退職慰労金に関する議案

- 付与対象者に社外取締役もしくは（社内・社外を問わず）監査役が含まれないことが明記されていない場合に反対します。

- ガバナンスに大きな問題がある場合に反対します。
- 役員退職慰労金の金額が明示されていない場合に反対します。

ストックオプション、譲渡制限付株式報酬等に関する議案

- 対象者：付与対象者に社外取締役、（社内・社外を問わず）監査役、社外の第三者が含まれないことが明記されていない場合に反対します。
- 希薄化：総希薄化比率が成熟企業で 5%、成長企業で 10%を上回る場合に反対します。
- 行使価格：行使価格が市場価格を下回る場合に反対します。
- 行使期間：行使開始時期が付与から 3 年未満の場合に反対します。行使開始時期が退職後とあり、かつ、付与から 3 年以上の行使禁止期間が無い場合に反対します。

剰余金処分に関する議案

- 配当決定の取締役会授権に反対します。
- 災害や疫病等不測の事態が原因で株主総会の開催が不可能と取締役会が判断した場合にのみ、例外的に取締役会での配当の決議を可能とします。
- 配当性向 30%未満の場合、剰余金処分議案に原則反対します。ただし、総還元性向の方針、事業・バランスシートの状況等、個別事情を勘案の上最終判断します。

定款変更に関する議案

- 取締役定員数の増加に関しては、員数が 20 名以上となる場合のみに反対とし、合理的な説明がある場合を除き、それ以外の場合は原則賛成します。
- 監査役定員数の減少に反対します。
- 指名委員会等設置会社への移行には賛成します。
- 株主総会バーチャル・オンリー開催に関する定款変更には賛成します。

買収防衛策

- 買収防衛策がある場合（株主の承認の有無にかかわらず）、社内取締役選任議案に反対します。

気候変動に関する基準

- 気候変動に関するリスクが高い業界に属する企業において、TCFD もしくは同等の枠組みに基づく情報開示等が不十分であり、かつ改善が見込まれない場合、責任のある取締役の選任、役員賞与の支給、監査役の選任、財務諸表監査の承認、その他気候変動に関連する議案に対しては原則として反対します。

以上